

原油価格高騰等の影響に直面している市内の運輸・交通・卸売業等の中小企業者へ負担軽減を図るため、補助金を支給します。

茅野市では、原油価格の高騰等の影響を受けつつも、燃料費コストを価格転嫁できず、経営を圧迫している運輸、交通、卸売業等の市内中小企業者等に対し、事業持続化支援のため、旅客運送及び貨物運送に係る車両の台数に応じて、補助金を支給します。

事業概要

補助金の趣旨

新型コロナ禍の中、原油価格の高騰等の影響に直面している市内の運輸・交通・卸売業等の中小企業者等に対し、今後の事業の持続化支援を目的に、旅客運送及び貨物輸送に係る車両の台数に応じて、補助金を支給します。

補助対象者・交付額

市内に事業拠点を有している中小事業者等で次に該当するもの

①運輸・交通・卸売・廃棄物処理業、配達飲食サービス、洗濯業、冠婚葬祭業等を営業しているもの

②申請時において廃業をしていないこと
※卸売業においては、小売業等と混在している場合は、売上の40%以上が卸売部門の売上があること。

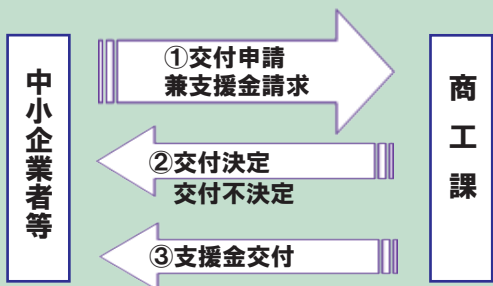
車両種別		1台あたり交付額
貨物自動車運送事業車両 (大型貨物・中型貨物)	(1、10、100又は8、80、800 ナンバー)	4万円
旅客自動車運送事業車両 (バス車両 11人以上)	緑地ナンバー	
旅客自動車運送事業車両 (タクシー車両 10人以下)	緑地ナンバー	2万円
卸売業等小型貨物 廃棄物等収集車両	(4、40、400ナンバー) ほか	
軽貨物・貨物等輸送普通車両	(4、40、400ナンバー)	1万円
自動車運転代行業車両		
貨物小型二輪自動車		5千円

※休車車両は対象となりません。また、有償旅客運送及び貨物運送以外の営業車両は対象となりません。

※個人事業主も対象になります。卸売業で営業車両登録をしていない場合は、車両の写真を添付してください。

※補助金の交付は1事業者あたり1回限りです。

申請手続き 申請締切 令和4年11月30日



申請書類

- ①交付申請書兼請求書 (様式第1号)
- ②対象車両の車検証
- ③営業許可書等、営業実績のわかる書類 (確定申告書でも可)
- ④事業所の位置図
- ⑤振込先口座の通帳の写し
- ⑥その他市長が認める書類 ほか

※交付対象要件に該当しない場合は不交付となりますので、ご了承ください。

詳しくは、茅野市ホームページをご覧ください。下記窓口へご相談ください。

お問い合わせ

茅野市 産業経済部 商工課

☎ 0266-72-2101 (内線 434) FAX 0266-72-4255

E-mail shoko@city.chino.lg.jp

郵送先〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号

